

# 市民フォーラムでいただいた意見 及びそれに対する市民会議の考え方（案）

資料No. 2

※ 市民会議の考え方（案）は、これまでの市民会議での議論をもとに事務局がタタキ台としてまとめたもの

## 目 次

※ 大項目の順番は、市民会議での検討で意見を挙げた班が多かった順に並べたもの

大項目	中項目	ページ
市民参加・参画	基本原則	2
	意識の醸成	
	制度	
住民投票制度	住民投票制度	3
情 報	情報公開	4
	情報提供	
	情報共有	
	情報保護	
市民の権利、役割	権 利	5
	役 割	
コミュニティ	あり方	6
市の責務	責 务	7
市議会の責務	市議会の責務	8
協 働	あり方	9
	役割と責務	
	対等関係	
	信頼関係	
評 価	評 価	10
	第三者評価	
男女共同参画	意識の醸成	11
	地域社会	
財 政	情報公開	12
	健全財政	
安全・安心	防災、防犯	13
自治基本条例の最高規範性、改正手続	最高規範性	14
	改正手続	
人 材	人材育成	15
交 流	地域間交流	16
	世代間交流	
平 等	まちづくり	17
	人権尊重	
都市内分権	あり方	18

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、誰もが自由に市政、まちづくりに参加・参画することができる。</li> <li>市は、市民誰もが自由に市政、まちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない。</li> </ul>
意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、市政、まちづくりに関心を持つよう努める。</li> <li>市は、市民が市政、まちづくりに関心を持つように努める。</li> <li>市民は、まちづくりの担い手として自主自立の意識を持つよう努める。</li> <li>市は、市民がまちづくりの担い手として自主自立の意識を育むように努める。</li> </ul>
制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (基本原則)

- 市政、まちづくりは、市民みんなが参加・参画できることが基本と考える。
- 「まず考える、声を挙げる、参加する、できれば行動する」を基本にすべきである。
- 市民は、市政、まちづくりに参加・参画する権利を有しており、同時に市がその権利を保障することにより実効性を持つ。
- 現状は「参加・参画」が非常に弱い。「参加・参画」があつてはじめて「協働」や諸々の社会的な活動が可能となる。

## (意識の醸成)

- 市民みんなが参加・参画するためには、市民が市政、まちづくりに関心を持つようにならなければならない。
- 市民が市政、まちづくりに関心を持つためには、自分たちがサービスの受け手というだけではなく、まちづくりの担い手でもあるという自主自立の意識を持つことが必要である。

## (制度)

- 市が定めている市民参加・参画の制度は市民にはわかりにくく、これらをわかりやすい制度にすることが、市民の関心を高めることにつながる。
- 行政は市民の信託を受けているのであるから、「市は当然、市民の意見を聞くという仕組みをつくる必要がある」という考え方が必要である。

## 《班と班との意見交換で意見が分かれたもの》

- 【市民会議の思い】(基本原則) の「市民は、市政、まちづくりに参加・参画する権利を有しております」について
  - ① これは当たり前のことであり、入れ込む必要はない。



- ② 当たり前のことであらためて入れ込むかどうかは、その案件ごとに考える必要があるのではないか。この場合については、「誰にもわかりやすく」という基本に立てば、入れ込むべきである。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

## 1 「市民は参加・参画する権利を有する」という表記でもよいのでは

## 市民会議の考え方

- 「参加・参画する権利を有している」ことは、「思い」の中に記載してあるが、「個別内容」の中では、よりやわらかい言葉で「参加・参画することができる」とした。

## 2 一般市民がどれだけ市政に携わることができるのか。

## 市民会議の考え方

- 市民誰もが公の行事に参加することが、市政に携わるということにつながっていくと考えている。

## 3 自治基本条例であつて、まちづくり条例ではないので、「まちづくり」を前面に出すのはどうか。

## 市民会議の考え方

- 「自治」という言葉は市民には取り付きにくく、より生活に身近な「まちづくり」という方向から議論を始めたために「まちづくり」の視点による個別内容が多い。最終的に条文化する際には「自治」の視点からみていくことになるが、市民会議では「まちづくり」と「自治」の整理は明確には議論してきていない。
- しかし、「まちづくり」は「自治」につながっていくものとして考えできている。

4 市民に一方的に要求しても、自発的な意識啓発には限界がある。  
「市民に参加・参画の責務がある」という旨を加えてはどうか。

## 市民会議の考え方

- 自発的な意識啓発に限界があるのは理解するが、市民に参加・参画を責務として課すことは、自主自立の考え方と相反してしまうと考えている。
- 自治基本条例は市民に義務や責務を課すものではなく、権利を保障するものとしてこれまで考えてきている。
- 参加・参画を責務として課すことは、参加・参画しなかった市民が不利益を被ることにもつながりかねない。

## 5 中央集権的、官治的な地方自治の姿を排し、「市民こそ地方自治の主権者であり、まちづくりや問題解決のための主体である」とする考え方を明示すべき。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、大項目「市民の権利、役割」に明記してある。

## 6 個人レベルで市民の自主・自立を強調すると、支え合い、助け合いは不必要だと矛盾を生むのではないか。

## 市民会議の考え方

- ここでいう自主・自立は、個人としての市民のみを意味しているのではなく、個人、コミュニティ、NPO、企業を包括した「市民」を意味している。

## ① 市民フォーラムでの素案 (案)

中項目	個別内容
住民投票制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、住民意思を確認するための住民投票制度を設けなければならない。</li> <li>市民は、住民投票制度を活用することができる。</li> <li>市民、市及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (住民投票制度)

- 市民は市長、市議会議員に対して白紙委任したわけではなく、重要な案件については市民が判断する権利がある。間接民主主義を尊重しつつも、重要な案件については直接的に住民意思を確認できる制度が必要である。
- 議会制民主主義を補完する制度を整えることにより、まちづくりの主役である市民の意思をより正確に反映した市政を行うことができる。
- 市民が、他の市民の考え方や方向性を確認できる機会としても、住民投票制度は必要である。
- 民主主義の一つの方法、意思表示の一つの方法として、道は開いておく必要がある。

## 《班と班との意見交換で意見が分かれたもの》

- 常設型の住民投票条例について

① 常設型にすべきである。常設型の制度ではない場合、個別の目的ごとに手続を経なければならず、時間と労力がかからってしまう。常設してあれば、緊急の問題が浮上したときに、すぐに活用することができる。



② 制度そのものの活用と結果の尊重については大事であるが、常設型にすべきかどうかについては、どちらかといえば消極的な考えを持っている。

実際には、地方自治法上の制度もあるわけであり、必要に応じてその既存の制度を積極的に運用、活用していくべきのではないか。

③ 住民投票は、市民の利害がはつきりするようなものや大きなテーマのもので実施すべきであり、やたらに実施するのは費用がかかるばかりである。慎重に実施すべきである。

④ 何もかも住民投票で判断するのではなく、そのルールをつくればよい、ということである。

⑤ 住民投票制度については、方向性のみを自治基本条例で書き、使い方やルールについては個別条例に思いを引き継ぐことでのないのではないか。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方 (案)

- 1・地域自治区単位など、区域ごとに区分した住民投票制度も想定すべき。  
・住民投票制度を活用するためには、個別条例である住民投票条例の中で、どのような場合に実施するのかを具体的に定めておく必要がある。

## 市民会議の考え方

- 住民投票制度の詳細な中身については個別条例で規定していくと考え、自治基本条例では住民投票制度の必要性、活用、結果の尊重など基本となる考え方を規定していくものと考えている。

## 2 住民の直接請求権は、地方自治法で担保されている。市議会議員が市民の代表であり、住民投票条例は不要である。

## 市民会議の考え方

- 議会制民主主義を肯定したうえで、あくまでそれを補完する制度として住民投票制度が必要と考えている。

## 3 常設型、非常設型についての意見 → 両論多数

## 市民会議の考え方

- 常設型、非常設型を含めた住民投票制度の中身そのものについては、住民投票条例を制定する際に広く議論すべきことであり、自治基本条例の検討においては、住民投票制度については、地方自治法による現行の直接請求制度の実態を踏まえながら、住民投票制度の必要性を中心に議論を行ってきた。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。</li> <li>市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供するよう努める。</li> </ul>
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び市議会は、市民と市政に関する情報を共有するよう努める。</li> </ul>
情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び市議会は、市民の個人情報を保護しなければならない。</li> <li>市民は、市民の個人情報を保護しなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (情報公開) (情報提供) (情報共有)

- 市政、まちづくりに市民みんなが参加・参画するためには、市の情報が市民に十分に公開、提供され、市民、市議会、市の三者が情報を共有していかなければならない。
- 行政は市民から信託を受けているのであり、行政が何をどのようにして行い、結果はどうであったかを市民に報告するのは当然の義務である。
- 市民は、日常的に「行政の情報公開は不十分」と感じており、その不十分な状態を改善するにはどのようにしたらよいか、が一つのポイントである。行政側だけでなく、市民側にも責任はあるのではないか。
- 市民側からも情報を積極的に提供するという考え方も必要であり、そのような情報を活用していく仕組みも必要ではないか。

## (情報保護)

- 三者が情報を共有するには、「市民の個人情報を保護する」というルールを互いに守ることにより、相互に信頼感を持つことが前提条件となる。
- 「市民の個人情報の保護」について、どこまでの範囲を示していくか、捉え方が難しい。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

1 「情報公開」と「個人情報の保護」は相反する面がある。いかに調整するか。

市民会議の考え方

- 「情報公開」されるものは、「保護されるべき個人情報」以外のものであると考えると、それらの調整は可能であると考えるが、「市民会議の思い」にもあるように、「個人情報の保護」をどこまでの範囲と捉えていくかは今後の課題となる。

2 市民にも自分から情報を求める姿勢が必要である。

市民会議の考え方

- そのとおりである。市民はまずはイベント等に参加して、自分から情報を求める、あるいは自分から情報を発信するということも必要だと考えると、「市民参加・参画」とも関わる項目である。

3 「情報保護」については、災害時の対応など、緊急時の情報公開について検討が必要である。

市民会議の考え方

- 緊急時の対応では、通常は「保護されるべき個人情報」であっても、やむを得ず公開や提供が必要であるケースも考えられ、その対応については今後充分かつ慎重な検討が必要と考える。

4 正確な情報を公開することが必要である。

市民会議の考え方

- そのとおりであるが、「情報=正確」という前提で考えている。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
権 利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は、誰もが意見を平等に扱われる権利を持つ。</li> </ul>
役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。</li> <li>・市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。</li> <li>・市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。</li> <li>・市民は、市と協働の担い手となるよう努める。</li> <li>・市民は、自分から必要な情報を得るよう努める。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (権利) (役割)

- ・「市の責務」を裏返して市民側からみたものも「市民の権利」ということになる。
- ・これからまちづくりは、市民が自分たちで担っていかなければならぬ。
- ・市民がまちづくりを担っていくには、市民がそれぞれ平等に発言できることが前提条件である。
- ・市民の発言が平等に扱われるには、責任を持った発言と行動でなければならない。
- ・市の事業について、結果も含めてチェックしていくことも市民の役割である。
- ・市民がまちづくりを担っていくには、互いに共通の目的に向かって対等の立場で協力していく相手として、市と互いに協働していくべきである。
- ・与えられた情報に加えて、自分から積極的に必要な情報を得る努力をすることが、まちづくりの担い手として必要である。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

1 まちづくりのそれぞれの主体（市民、市議会、市）ごとに、「概念的な規定」と「制度的な規定」をさらに整理する必要があるのではないか。

## 市民会議の考え方

- ・自治基本条例では概念的なものを規定し、制度的なものは個別条例に委ねるものと考えている。

2・市民の協働の相手は、市だけでよいのか。

- ・「協働の担い手」とは、具体的に書かないと市民はわからない。

## 市民会議の考え方

- ・大項目「協働」で挙げているが、これらを含めて、「協働」のあり方は今後明確にしていかなければならないものと考えている。

3 権利を具体的に表現すべき。

## 市民会議の考え方

- ・具体的な権利については、市民の側からの視点より市の責務を裏返したほうがわかりやすいと考え、具体的には市の責務として表している。

4 意見だけが平等でよいのか。生活の権利も平等ではないのか。

## 市民会議の考え方

- ・市民誰もが意見を平等に扱われるところから、市民参加・参画は始まっているものと考えている。
- ・市は市民の生活を守る責務があり、それを裏返せば、市民は生活が保障される権利を当然持っている。

5・市民の「役割」ではなく、「義務」「責務」とすべきではないか。

- ・市民も自分達のまちづくりに責任がある。

## 市民会議の考え方

- ・市民にもまちづくりに責任があるのは同感であるが、自治基本条例を市民に義務・責務を課す条例ではなく、市民の権利を保障する条例であると考え、ここでは市議会、市には「責務」としたが、市民は「役割」として考えた。
- ・市民の責務は、それぞれの大項目の中に振り分けて入れている。

6 まちづくりを市民が自分たちで担っていかなければならない理由を明記すべき。

## 市民会議の考え方

- ・そのとおりであり、明記すべきである。



7・未成年者も意見を平等に扱われる権利を持つのか。権利の主張は義務と責任に対応するものではないのか。  
・市民の権利は、義務と責任の均衡を考慮すべき

## 市民会議の考え方

- ・まちづくりに参加・参画する市民の年齢幅について市議論してきていないが、中項目「役割」にも挙げられているように、自分の発言と行動に責任を持つ年齢幅でなければならないと考えている。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
あり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、コミュニティの形成に努める。</li> <li>市は、コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にしなければならない。</li> <li>市民、市及び市議会は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (あり方)

- かつて絆で結ばれていた地域社会が崩れつつあり、コミュニティの必要性を再認識し、コミュニティを再構築することが重要である。
- 一般的に認知されているコミュニティは町内会であるが、これから地域社会は「多層型」のコミュニティを構築していくべきではないか。
- コミュニティについて、従来からの良い部分は守り伝え、良くない部分については改善を図るなど、時代に合ったあり方を目指していくべきである。
- コミュニティを発展させていくには、町内会はもとより、コミュニティの位置付けを明確にすべきである。
- コミュニティは、自主的、自立的に機能することによって自治を実現する。

## 《班と班との意見交換で意見が分かれたもの》

- 「コミュニティ」の定義付けについて
  - ① コミュニティの定義付けが必要である。
  - ② コミュニティは「市民」の中の一つと捉えている。
  - ③ 地域コミュニティに限らず、目的を持って集まった集団をコミュニティとして考えていくべきである。
  - ④ 「向こう三軒両隣」を一つの単位として基準にしていけば、どのような集まりができるべきでもコミュニティになる。「日常お互いに手を取り合っていける単位」ということから町内会が作られたわけであり、その輪が幾重にも大きくなつて市が成り立っている。その輪にはNPOなどの目的別の集団があつてもよく、それらの集まり全てをコミュニティと考えてよいのではないか。
  - ⑤ コミュニティには縦型も横型もあり、ここではそういうものを含めてコミュニティと考えていけばよい。



- ⑦ コミュニティを一律に定義することは困難であり、あり方や位置付けについて定義することも困難である。困難なことを無理にここで書く必要はなく、コミュニティの重要性やその形成の保障、及びその自主性と自立性を尊重するということを書けばよい。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

- 1・コミュニティには様々な態様があるという前提でいてほしい。
- ・コミュニティを定義付けず、創造性が高まる概念でよいのではないか。
  - ・コミュニティの多様性、多義性を大事にするためにも、定義を明確にする必要はないのではないか。
  - ・「市は、コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にしなければならない」と「コミュニティの自主性、自立性を尊重」は矛盾しているのではないか。

## 市民会議の考え方

- ・コミュニティを一つの定義にまとめるということではなく、様々な態様があるという前提で定義付けをしていくべきである。

## 2 コミュニティ=町内会という考えが地域には強く残っている。町内会だけではないという意識改革を促すことが必要である。

## 市民会議の考え方

- ・そのとおりであり、町内会だけではないという意識改革を促すためにも、定義付けを明確にすべきである。

## 3 市、市議会は、コミュニティの活動を最大限支援すべき。

## 市民会議の考え方

- ・個別内容に「コミュニティの自主性及び自立性を尊重」と挙げてあり、それは即ち、「支援」すべきものであると考えている。

## 4 コミュニケーションのとり方が、昔と今では違ってきており、そのことを認識してコミュニティを形成していくべき。

## 市民会議の考え方

- ・そのとおりであり、「市民会議の思い」の中で「時代に合ったあり方を目指していくべき」とある。

## 5 多層型のコミュニティを構築していくには、まず最小単位のコミュニティが形成されていないと、その上部組織もうまくいかない。

## 市民会議の考え方

- ・そのとおりであり、そのためにもまず、定義付けを明確にしていくべきである。

## 6 コミュニティを「古くからの地域共同体」ではなく、「住民の自主性と責任制に基づくつながり」として定義できないか。

## 市民会議の考え方

- ・「市民会議の思い」にあるが、コミュニティは自主的、自立的に機能することによって自治を実現する」と考えており、そこには住民の自主性と責任制に基づくつながりの考えが含まれていると考えている。

## 7 集落が点在しているような地域や連帯性がない地域では、どのようにしてコミュニティを構築していくのか。

## 市民会議の考え方

- ・「市民会議の思い」にあるが、「コミュニティの必要性を再認識し、コミュニティを再構築する」という考え方であり、無理繋りに全ての地域にコミュニティを構築していくのではなく、まずその地域がコミュニティを必要とする地域かどうかを見極めていくことが前段である。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。</li> <li>市は、市政に関する情報を公開しなければならない。</li> <li>市は、公平な行政運営を行わなければならない。</li> <li>市は、経営責任を持たなければならない。</li> <li>市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。</li> <li>市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。</li> <li>市は、専門的知識を持つ職員を養成しなければならない。</li> <li>市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供しなければならない。</li> <li>市は、まちづくりの各担い手が能力を発揮できる環境や体制をつくるよう努める。</li> <li>市は、迅速かつ的確な行政運営及び対応をしなければならない。</li> <li>市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (責務)

- 市は、市民の権利を守る責務がある。市民の権利を裏返して行政側からみたものが「市の責務」ということになる。
- 市民と市が対等であることが大前提である。
- 市は、透明で公平かつ公正な行政を行い、説明責任を果たすことで、市民と信頼関係を保たなければならない。
- 「市は市民を公平に扱っていない」として不公平感を抱いている市民が多くいることについて、市は真摯に受け止める必要がある。
- 市は、市民から信託を受けているわけであり、市が市民の意向を把握する仕組みをつくることは、当然、市の責務である。
- 市は、市が行った事業について、PDCA【plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善、見直し）】を市民に公表することは、当然、市の責務である。
- 市は、必ず「現場を見て」PDCAサイクルを行うことが大事である。
- 市は、市民の信託を受けていることを自覚し、経営責任を持って行政運営をしなければならない。
- 市は、市民みんなが参加・参画して市政、まちづくりを行うことを基本とし、その実現のために機会や手段、環境や体制を整備していく必要がある。
- 市民の「声なき声」を汲み上げる仕組みも必要である。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

## 1 「市民の声を市政に反映」とあるが、要望してもなかなか実現しない。

## 市民会議の考え方

- 実現の可否は別として、いただいた意見に対する市の考え方の公表が不十分であるためにこのように感じる部分があると思われるため、個別内容の中に、市の考え方を公表する旨をしっかりと記載した。

## 2 市民に市政への関心を持ってもらうしくみを作らなければ始まらない。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、個別内容の中に、市の責務として情報公開や参加・参画の機会や手段の提供などを盛り込んだ。

## 3 内容はよくできている。どのように実践するかが課題である。

## 市民会議の考え方

- 自治基本条例全体に言えることだが、規定しても実践が伴わなければ条例の意味がなく、どのように実践するかが今後の課題である。

## 4 市は、地方自治の専門家集団でなければならない。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、個別内容の中で、市に専門的知識を持つ職員の養成を責務として課している。

## 5 市は、市政の透明性（一連のプロセスを外側から見た可視性）を確保しなければならない。

- 市は、公正な行政に努めなければならない。
- 市は、組織内の秩序を維持し、職員の逸脱を取り締まらねばならない。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、大項目「情報」の中で、市に情報公開、情報提供、情報共有の責務を課している。
- 「市民会議の思い」の中で、「市は、透明で公平かつ公正な行政を行い」としている。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
市議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。</li> <li>市議会は、市を監視しなければならない。</li> <li>市議会は、市民に開かれた議会を心がけなければならない。</li> <li>市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。</li> <li>市議会は、次世代を見据えた市政の運営を図らなければならない。</li> <li>市議会は、広く市民の声を聴き、議会に反映させなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (市議会の責務)

- 市議会は、まちづくりの主役である市民の代表という意識を強く持たなければならない。
- 市議会は市民の代表として、市民が行政運営を信託した市に対して、その運営が市民の意向に沿っているものかどうかを代弁していく義務がある。
- 市議会は、一部の市民の代弁をするのではなく、全市的な立場に立って市の将来を見つめなければならない。
- 市議会は、その活動を透明にすることによって、有権者である市民と信赖関係を保たなければならない。
- 市議会は、次の世代まで見据えて、市の発展を目指していくなければならない。
- 市議会は、市民の声を聴き、活動を市民にきちんと伝え、市民の目線に歩み寄るべきである。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

- 1 市議会と議員とは違う。議員が、市民の代弁をする。  
市民会議の考え方
- そのとおりであるが、市議会議員としての責務ではなく、市議会という組織についての責務として考えたほうがわかりやすいと考えた。
- 2 市議会の議決の中でしか市長は動けない。  
市民会議の考え方
- もちろんそのとおりであり、その議決の範囲内で動いている市の活動を、市民の代表として市議会が監視する責務を負うと考えている。
- 3 市議会は、自ら条例を作る能力が必要ではないか。  
市民会議の考え方
- そのことも含めて、個別内容の中に、市議会もまちづくりの主体の一つであること、次世代を見据えた市政の運営を図ることなどを市議会の責務として課している。
- 4 市議会議員は足元ばかりしか見ていない。  
市民会議の考え方
- 市議会議員は地区によって差がある。発言に創造性がない。
  - 市議会議員の意識改革が必要である。パワー不足。
  - 市議会は、市政の多様な課題に向かい、本当の政策議論を行い、自ら結果の評価をしなければならない。
- 5 市議会は、次世代だけではなく、地域を見据えた運営の視点も必要ではないか。  
市民会議の考え方
- そのとおりであり、市議会は全市的な立場に立ちつつ、地域をも見据えて、市の発展を目指していかなければならないと考えている。
- 6 市議会は市政の運営ではなく、決定ではないか。  
市民会議の考え方
- 市議会は、市民、市とともにまちづくりの主体の一つであると位置付けて考えており、決定も含めた運営を図らなければならないと考えている。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
あり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、協働の目的、理念、あり方を明確にしなければならない。</li> <li>市民は、市と協働するよう努める。</li> <li>市は、市職員に、協働についての教育をしなければならない。</li> </ul>
役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、まちづくりについての市民と市の役割と責務を明確にしなければならない。</li> </ul>
対等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と市は、対等な関係をもたなければならない。</li> </ul>
信頼関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築くようにしなければならない。</li> <li>市民は、市と信頼関係を築くように努める。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (あり方)

- 協働の目的、理念、あり方があいまいであり、まずそれらを明確にする必要がある。
- 市民本位の新しい行政スタイルにおいては、市民とともに考え、ともに行動し、ともに反省するという協働のスタイルが不可欠である。
- 現在の社会情勢においては、これ以上財政負担を増加させず行政サービスを拡大していくためには、協働は欠かすことのできない条件の一つになってきている。
- 対等の立場で、同じ目的に向かって一生懸命考えて話し合う、ということが保障されない限りは、自治の確立はない。
- 市職員の間でも協働についての認識が統一されていないのが現状であり、市民、職員どちらにとっても不明確である。明確に整理をし、共通認識をしっかりと持つ必要がある。市民側には押し付けられている感覚があり、それらを払拭していかなければならない。
- 協働はとても幅が広く、ケースバイケースで考えていくべきである。
- 「参画」は意思決定、「協働」は実行である。実行の中でも、市民が主体となって行っていくことを理解し合うことが大事である。
- 協働は、目的ではなく手法の一つである。

## (役割と責務) (対等関係)

- 共通の目的に向かって対等な立場で協力していくためには、協働の担い手である市民と市が、それぞれの役割と責務を明確にしておく必要がある。

## (信頼関係)

- 協働していくには、お互いの信頼関係が必要であり、そのためには、市は情報公開、情報提供を実施し、説明責任を果たすなど、市政運営を透明にしていかなければならない。

## (現在の協働の問題点)

- 委託契約や指定管理者など、発注元と下請という制度で行われており、ここを正さなければ本当の協働にはならない。
- 担い手の育成、団体の助成を真剣に考えていかなければならない。

## 《班と班との意見交換で意見が分かれたもの》

- 「協働」を大項目に挙げることについて

↑

⑦ 「協働」の思いは、前文に入れ込んだほうがよい。

- 職員教育について

↑

⑦ あえて職員教育はしなくてもよい。自治基本条例にはそぐわない。

## ② 市民フォーラムでいただいた意見

## 及びそれに対する市民会議の考え方（案）

- 協働にはいろいろな形があり、定義を簡単に決められるのか。
  - 市民の皆さんが「協働」という言葉をどう受け止めているのか。
  - 行政からの押し付けと思っている人もいるのでは。
  - 協働の意味がまだきちんと定義されていない、あるいは理解されていない中で、どう進めていくのか。
  - 協働は作業だけではなく、思考過程での協働もある。

## 市民会議の考え方

- 協働は、行政サービスを市と市民が対等で実施していくものと考えているが、協働のあり方があいまいであることは現実であり、そのあり方を明確にすることや、広く市民に理解してもらうことはなかなか簡単にはいかないと考えている。あり方を明確にしていくことがまず第一歩であり、明確にしていくことだけでも自治基本条例にきちんと規定していくことが必要である。

## 2・市職員、市民双方が、協働についての教育を受ける必要がある。

- 現状は過渡的なものではないか。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、市職員には教育を、市民には理解を求める事を市は積極的に行っていく必要がある。

## 3 情報共有による問題提起の共有が協働の前提であり、信頼関係の基である。

## 市民会議の考え方

- 「市民会議の思い」にあるように、協働にはお互いの信頼関係が必要であり、それには市政運営を透明にすることが前提と考えている。

## 4・真のパートナーシップとして、必要事項が充分盛られている。

- 公共のサービス設計や実施をめぐり、行政と市民、NPO、企業、大学などがいかにして対等のパートナーシップを確立するかがカギである。
- 対等であることも重要だが、信頼関係も重要である。
- 協働は、支配する者とされる者、援助する側とされる側といった上下関係を拭い去るところからはじまる。
- 市側と市民側が、情報と資源などを対等な立場で共有することの重要性を認識しなければならない。
- かつての町内会のように、行政の下請け的存在に陥らないことが重要である。

## 市民会議の考え方

- 「市民会議の思い」にあるように、共通の目的に向かって対等な立場で協力していくことが必要であると考えている。



## 5 「市民会議の思い」の中に、何故今「協働」が必要なのかが十分に書かれていません。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、盛り込んでいくべきである。

## 6 指定管理者制度は、行政のコスト削減のために行われているのか。

## 市民会議の考え方

- 「市民会議の思い」にあるように、発注元と下請という制度で行われているために、協働という概念ではなく、コスト削減の概念でとらわれてしまう。協働の概念のもとでの制度設計をしていく必要がある。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市の事業や業務について評価を行わなければならない。</li> <li>市は、評価の結果を公表しなければならない。</li> </ul>
第三者評価	市は、市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うよう努める。

## 【市民会議の思い】

## (評価)

- 市が行う事業や業務は、適正なものでなければならない。
- そのために、市は事業や業務について必ず評価を実施し、改善を図っていかなければならない。
- 自分たちが納めた税金が大切に使われているかどうかを確認したいという市民の気持ちが、評価のベースである。
- 評価の結果については、市民にわかりやすく公開して、評価に透明性を持たせなければならない。評価結果を市民が確認できる手段について、市は明確に示さなければならない。
- 評価は事後評価のみではなく、計画段階、実施段階などの各段階でも実施することにより効果が上がる。
- 単発的な評価で終わるのではなく、PDCA【plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善、見直し）】による評価のシステムを作り、そこでの反省が次の事業に活かされるようにすべきである。
- 評価が自己満足で終わらず、次のさらなる進歩のための評価をしなければならない。

## (第三者評価)

- 評価は自己評価のみでは甘くなりがちであり、第三者による評価も組み合わせるべきである。
- 第三者による評価を実施する場合、市民参加・参画を市政、まちづくりの基本とする視点から、専門家以外に市民も参加して行なうことも取り入れるべきである。
- これからは、市民参加による評価の仕組みを考えていくことが必要である。
- 行政に任せっきりではなく、任せたことがきちんと行われているかどうかを、任せた市民自身がチェックすることによって、市民にとっても責任のある評価となる。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

## 1 活動結果の評価が、市、市民双方でなされていないのではないか。

## 市民会議の考え方

- 「市民会議の思い」にあるように、現在実施されている評価が自己満足で終わっているということの表れである。個別内容にあるように、きちんと結果を市民に公表すること、次の事業に活かしていくことが大事である。

## 2 評価結果の表し方はどのように考えているのか。

## 市民会議の考え方

- 結果を市民にわかりやすくすることを考え、できるだけ指標を数値化すべきと考える。

## 3 議会のチェックと市民の評価との役割分担を明確にすべき。

## 監査との関係も明確にすべき。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、市議会のチェックと監査との役割分担を明確にしておく必要がある。

## 4 政策や事業に対し、その効率性（費用対効果）、有効性（目標達成度）、公平性、実施手続の一連、社会経済変化への即応といった観点から客観的に分析・評価を行うことが大事である。

- 自治体の全ての事務事業を費用と成果という統一的な尺度で評価する事業評価システムと称するものがある。施策の相互比較が可能となり、施策の見直しや予算のフィードバックにも役立つ。
- 事業評価システムは、職員の意識改革にうってうけのシステムであるが、その所期の目的達成度評価は、行政が統制できない環境要因に影響を受けるなどの制約も持っている。

## 市民会議の考え方

- そのとおりである。

## 5 市民が求めている評価のあり方と、実際に行われている評価のあり方には乖離がある。

- 市民が求めている評価は、単発的な評価ではなく、PDCAにより新しい施策につなげていくことである。

## 市民会議の考え方

- そのとおりである。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うように努める。</li> <li>市は、市民が老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うようにしなければならない。</li> </ul>
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民及び市は、地域社会において、風習にとらわれず男女共同参画を推進するよう努める。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (意識の醸成)

- 男女共同参画の推進意識はまだ十分とは言えず、市民全体の推進課題としてみんなで取り組んでいくべきである。
- 住民自治の確立のためには、男女共同参画が保障されなければならない。
- 男女共同参画は、参加・参画、協働の基本である。

## (地域社会)

- 特に地域社会において、時代にそぐわない社会的慣習、習慣を変えていく努力をしていかなければならない。

## 《班と班との意見交換で意見が分かれたもの》

## ・「男女共同参画」を大項目で挙げることについて

- ① 自治基本条例は、市の憲法のようなものであり、今非常に重要な男女共同参画は、当然、自治基本条例に書かれているべきである。
- ② 男女共同参画は、まちづくりのベースになるものであり、自治基本条例に書かれるべきである。
- ③ 基本的なこと、当たり前のことでもきちんと自治基本条例に入れ込んでいくべきである。
- ④ 自治基本条例を全市民に理解してもらいたいという前提に立てば、市民会議内で当たり前の認識のことでも、丁寧に説明していくべきである。
- ⑤ 男女共同参画よりもっと上の段階で、年齢・性別に関係なく市民は皆平等である、ということが共通認識でなければならない。しかし、男女共同参画を根付かせるために自治基本条例に載せるべきである。



- ⑦ 男女共同参画は、人権、人材、平等につながっていくので、あえて自治基本条例に盛り込むのではなく、個別の条例で位置付けていけばよい。
- ⑧ 男女共同参画と平等が、まちづくりを進めていくうえで一番のベースになるので、あえて自治基本条例に載せる必要はない。

## ② 市民フォーラムでいただいた意見

## 及びそれに対する市民会議の考え方（案）

- 1・男女共同参画は推進してまで行うことなのか。  
履き違えが主な原因ではないか。  
・今さら「男女共同参画」を掲げるのはいかがか。もう市民一人ひとりの意識の問題ではないか。

## 市民会議の考え方

- これまで男女共同参画推進条例に基づいて推進してここまで進んできたが、まだまだ社会全体の問題として今後もさらなる推進を図つていく必要がある。

## 2 「老若男女を問わず」という表現を入れることには反対である。

## 市民会議の考え方

- 「誰もが平等な立場」とは、単純に男女間のことのみを意味しているものではなく、誰にも分かりやすい表現として「老若男女を問わず」という表現を入れた。

## 3 「男性と女性は本質的に異なるものであることを充分認識したうえで」という前提を明記すべき。

## 市民会議の考え方

## 4 「平等」には男女の平等も含まれており、敢えて男女共同参画を大項目に挙げるのは何故か。

## 市民会議の考え方

- 「男女共同参画」の考えは、広く「平等」の考えの中に含まれるものであるが、「男女共同参画」はまちづくりへの市民参加・参画を進めていくうえでのベースともなるものであり、まちづくりとは密接な関係を持つことから、自治基本条例として、「平等」とは別にして大項目として掲げている。

## 5 女性の意識を高めるためにも、男女共同参画の推進は大切である。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、男性の意識改革だけでなく、女性自身の意識を高めるためにも大切である。

## 6 「時代にそぐわない社会的慣習」は、時代にそぐわないと思っているからいつまでも続いている。時代にそぐわないということを分からせる活動、方策をとる必要がある。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、その活動や方策が男女共同参画の推進運動そのものであると考えている。

## 7 「お互いにパートナーとして認め合う」という表現は、夫婦間や親しい間柄を思い浮かべてしまう。「お互いに人として認め合う」のような表現のほうがよいのではないか。

## 市民会議の考え方

- ここでは「まちづくり」という共通の目的に向かって、男女が共同参画をしていくことを指しており、パートナーという表現が最も市民に理解しやすいと考えた。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、市の財政についての情報の公開を求めることができる。</li> <li>市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。</li> </ul>
健全財政	市は、市の財政を健全に運営しなければならない。

## 【市民会議の思い】

## (情報公開)

- 市の財政状況の公開が不十分であり、市民と市が情報を共有して協働によるまちづくりを行っていくには、財政状況を透明にする必要がある。
- 市が財政状況を公開するにあたって、市民が理解できるようにわかりやすく公開しなければならない。

## (健全財政)

- 市民の税金が大切に使われることが考えの基本である。
- 市は公金により財政運営を行っていることを自覚し、財政を健全に運営していかなければならない。

## 《班と班との意見交換で意見が分かれたもの》

- 大項目「財政」の中に、中項目「情報公開」を挙げることについて



- ⑦ 大項目「情報」の中の中項目「情報公開」のところに、「市政について、わかりやすく市民に公開しなければならない」というのがあるので、ここであえて触れなくてもよいのではないか。この「情報公開」と「健全財政」をまとめてもよいのではないか。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

## 1 健全財政の「健全」というラインを明確にすべき。

## 市民会議の考え方

- ここでは、市民の税金が大切に使われているかどうか、ということが大事であり、そのラインをどこに線引きするかということは、個別の案件ごとに判断していくしかないと考えている。

## 2 市民は納税意識を持つべき。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、納税意識を持ち、その使い道を監視していくことが市民参加・参画の始まりであると考えている。

## 3 自治と財政との結びつきがよくわからない。

## 市民会議の考え方

- 自分たちが出し合ったお金や労力で自分たちのまちを治めていくことが自治の原点である。

## 4 財政情報の公開は「広報じょうえつ」のみであり、不十分である。

知りたい情報が簡単に入手できるようにすべき。

- 財政情報を提供する側と受け取る側の認識にギャップがある。
- 行政サービスを受けることに税金がかかっていることが、市民の認識にはあまりない。

## 市民会議の考え方

- 財政情報の公開が不十分であり、個別内容で、市にわかりやすく充分に財政情報を市民に公開する責務を課している。

## 5 「市民は、財政状況について無駄遣いがないかチェックすることに努める」という内容を個別内容に追加してはどうか。

## 市民会議の考え方

- そのとおりであり、そのように追加記載すべき。



## ① 市民フォーラムでの素案(案)

中項目	個別内容
防災、防犯	・市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。

## 【市民会議の思い】

## (防災、防犯)

- 市民生活においては、あらゆる市民が安全・安心に暮らせることが保障される必要がある。
- 非常時には地域での助け合いが最重要であり、日頃から地域全体で助け合いの精神を育んでいくことが必要である。
- 市町村合併後、逆に安全・安心の意識が薄くなってしまった感がある。自分たちの地域で機能していた安全・安心が、機能しなくなっているという危惧がある。災害時に備えて地域がまとまつていなければならず、それも安全・安心の大きな要素である。

## 《班と班との意見交換で意見が分かれたもの》

- 行政側の責務を加えることについて
  - これまでの議論の中で消えてしまった「市はあらゆる分野で市民が安全・安心に暮らせるようにしなければならない」ということを復活させて「個別内容」に入れ込むべきである。
  - 「安全・安心」は、基本的にまず「行政の責務」として明確に存在するものがあって、それが一番上位概念となる自治基本条例に書かれないと、それは、「安全・安心」を掲げる上越市としてはおかしいことになる。



- 「全て市に任せる」ということを書いた場合、果たして本当に行政にそんなことができるのか。県では「安全・安心まちづくり条例」を制定したが、その中に流れている精神は「自らの地域は自らで守る」「それをサポートするのが行政である」という考え方である。「行政に全てをやれ」という義務が課せられたら、「組織の肥大化を招いて金がたくさんかかるが、それを皆さん認めますか」という命題が投げ掛けられるのではないか。単純に条例に入れるのではなく、「どういったものまでを行政がやらなければならないか」ということを検討してからでないと、単純に復活というのはまずいのではないか。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方(案)

- 安全・安心についての行政の位置付け、責務を明確にすべき。  
・安全・安心は、市民レベルの取り組みのみでは成り立たない。行政や他地域との協力も重要である。
- 全て市に任せるということではなく、市民も努力する必要があるが、自力では限界があり、そこについてはきちんと行政の責務として対応する必要がある。
- まず行政の責任というところに立って、市民が協力できることは何か、というような考えを持つべきではないか。
- 市は、危機管理体制を確立し、指針を定め、創造的な取り組みで市民の安全・安心を図らねばならない。

## 市民会議の考え方

- 市民の生命、財産を守ることは、行政としての当然の責務であるが、市民と市の具体的な役割分担を明確にしておく必要はある。安全安心まちづくり条例でそれらは示されているが、自治基本条例としてそれらの考え方を示すべきかどうかは、議論が分かれている。

## 2 町内会の再構築が必要(過疎、高齢化が進んでいるため)

## 市民会議の考え方

- 町内会を含めたコミュニティの必要性が地域で再認識されれば、コミュニティの再構築は必要である。

## 3 旧14市町村、一様一律な考えにはいかない。それぞれの事情を考慮すべき。

## 市民会議の考え方

- その地域の実情に即した助け合いの方法を考えていくことが重要であり、一律一律な制度に統一するという考えではない。基本となる考え方のみをここで挙げている。

## 4 自主防災組織、自主防犯組織をつくっても、緊急時においては行政からの情報がなければ実効性がない。

## 市民会議の考え方

- 大項目「情報」における、緊急時の情報公開と個人情報の保護の関係整理の課題と同様である。

## 5 個人の役割、責任の明確化が必要

## 市民会議の考え方

- 個々人の役割や責任については、それぞれの地域の実情に即して地域で定めていくことが最良と考える。ここでは基本となる考え方のみを挙げている。

## 6 過疎化地域の高齢者は、全てに不安を抱えている。この対策を講じることこそ、安全安心な地域づくりではないか。

## 市民会議の考え方

- そのとおりである。過疎地における生活問題など、それぞれの地域の実情に即した対応を考えていくことが大事である。

## 7 安心は、人間どうしの精神的な要素が強いのではないか。

## 市民会議の考え方

- 人と人との精神的な結びつきは、コミュニティの再構築にもつながるものである。

## 8 言葉としては抽象的な表現にせざるをえないが、中心的な組織をどこにするのかを明らかにしていくべき。

## 市民会議の考え方

- 地域における安全・安心の中心的な組織としては、コミュニティが中心となっていくものと考えている。

① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
最高規範性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例は、市の最上位の条例に位置付けなければならない。</li> <li>・他の条例、規則等の制定及び運用に際しては、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らねばならない。</li> </ul>
改正手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の改正手続を制度化しなければならない。</li> </ul>

【市民会議の思い】

(最高規範性)

- ・「自治体の憲法」として自治基本条例を定めるため、市の最上位の条例に位置付けなければ意味がない。
- ・最上位の条例に位置付ける以上、他の条例、規則等は全て自治基本条例と整合がとられていなければならない。

(改正手続)

- ・自治基本条例は市民の行動を規制する条例ではなく、市民の権利を保障する条例である。憲法にも改正手続が規定されているように、自治基本条例は未来永劫不变のものではなく、時代や情勢の変化に応じて、臨機応変に改正ができることが重要である。
- ・改正の手続の仕方を明確にしておく必要がある。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

1 改正手続をもって「最高規範性」を担保するのはいかがか。

市民会議の考え方

- ・改正手続をもって最高規範性を担保するのではなく、最高規範性を持った条例であるがために、憲法のように改正手続のハードルを高く設定し、改正をより慎重に行う必要があると考えている。

2 改正手続よりも、見直し規定の方が適しているのではないか。

- ・育てる条例とするため、何年後かに見直しをする旨を明記することも方法の一つではないか。
- ・安易に条例を改正すべきではないが、時代に合わせて条例を見直していくことも必要ではないか。
- ・改正の手續を明確にしておく必要はあるが、改正は慎重にすべきである。

市民会議の考え方

- ・定期的に見直しをするという見直し規定の方が、必ず定期的にこの条例が時代に合っているかどうかを審議することになり、「育てる条例」ともいわれる自治基本条例としては適していると言えるかもしれない。

3 「改正の手續を制度化しなければならない」の「制度化」の趣旨がわからない。必要ないのではないか。

市民会議の考え方

- ・条例である以上、改正が可能であることは当たり前である。「制度化」とは、改正できることを規定するのではなく、改正をより慎重に審議するためにハードルを高く設定するという趣旨と考えている。

4 「臨機応変に改正ができる」という表現が、すぐに改正できるように勘違いされてしまう。

市民会議の考え方

- ・「臨機応変に改正」とは、「その時代の実情に合った条例内容に見直す」という意味で使っている。意味が伝わりにくくようであれば、表現を変えてもよいと考えている。



## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、次世代を見据え、まちづくりのリーダーやコーディネーター及び後継者を育成するよう努める。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (人材育成)

- 市民参加・参画を進めていくためには、市民の意識をまとめていくリーダーやコーディネーターが必要不可欠である。
- まちづくりは継続して行われていくものであり、次の世代につなげていくものでなければならない。
- 市の将来は人材にかかっており、市及び市民は、責任をもって次の人材を育てなければならない。
- コミュニティの牽引役が不足してきており、その育成が必要である。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

1 リーダーやコーディネーターが不足しているのは分かるが、具体的に参加させる方法を明記すべき。

市民会議の考え方

- 具体的に市民参加・参画を促す方法を考えていくにも、リーダーやコーディネーターの存在が必要と考えている。

2 育成された人たちの行く先を整備することが大事である。

市民会議の考え方

- 人材登録をするシステムを構築するなど、人材を活用する手段を整備していくことが必要である。

3 育成も大事だが、自ら育とうとするのが参画である。

- 「自らリーダーになっていく」 = 「市民参加・参画」であり、本当は「人材」という大項目は必要ないわけだが、まだそこまで自ら育とうという人は少ないため、行政が人材育成に努める必要があることから、このような大項目もやはり必要である。

市民会議の考え方

- まずはリーダーやコーディネーターのもとで参加・参画し、その中で自ら育とうとする人材が芽生え、そしてその人がまたリーダーやコーディネーターとなる、というサイクルが理想的と考えている。

4 自治基本条例の中で、人材=まちづくりでは範囲が狭いのではないか。

市民会議の考え方

- 人材=まちづくりということではなく、まちづくりの原点である市民参加・参画を進めていくために、それを引っ張っていくリーダーやコーディネーターなどの人材育成が必要だという考えである。

5 育成方法はどのようにするのか。合併前の旧町村にあった組織を残し、活かしてほしい。

市民会議の考え方

- それぞれの地域の実情に即した育成方法があると考えている。

6 意識の醸成には生涯学習の推進が大事である。

市民会議の考え方

- 生涯学習は、市民参加・参画のきっかけにはなり得るが、それだけではリーダーやコーディネーターとしての意識は醸成できないと考えている。実際にリーダーやコーディネーターのもとで参加・参画をしていくうちに意識は醸成されてくるものと考えている。

7 まちづくりのリーダーに限定せず、もっと総合的に人材育成をしていくべき。

市民会議の考え方

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
地域間 交流	・ 市民、市及び市議会は、市内外の交流が活発に行われるよう努める。
世代間 交流	・ 市民、市及び市議会は、世代間の交流が活発に行われるよう努める。

## 【市民会議の思い】

## (地域間交流)

- ・ 市町村合併により市域が広くなったが、逆に地域間のつながりが希薄になってきている感がある。新市としての一体感を醸成していくためには、地域間の交流が活発に行われることが必要である。
- ・ 市外の人々との交流も、情報交換や相互扶助、及び観光や産業の面からも必要である。

## (世代間交流)

- ・ 世代を超えた交流も、コミュニティの醸成や歴史・文化の継承の視点からも必要である。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

## 1 市外交流を自治にどのように表していくか、とても難しい。

## 市民会議の考え方

- ・ 「市民会議の思い」にもあるように、他市町村との交流は、情報交換や相互扶助、観光や産業の面からも必要であると考えられる。

## 2 中項目について、イメージがすぐ沸くような言葉で表現できないか。

## 市民会議の考え方

- ・ 他地域との交流と、地域内での世代の異なる人々の交流という意味であり、これらの表現が最もわかりやすいと考えている。

## 3 世帯は、子どものいる家庭と老人家庭に二分化されてきている。これらの交流を進めていくには、どのような機会を設けるべきか、検討すべき。

## 市民会議の考え方

- ・ 世代間交流の一種でもあると考えられ、個別内容にもあるとおり、交流が活発に行われるよう、市民も市も市議会も努めるべきと考えている。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市及び市議会は、平等かつ各地域の特色も活かしたまちづくりをするよう努める。</li> </ul>
人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市及び市議会は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。</li> <li>市民、市及び市議会は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (まちづくり)

- まちづくりは、各地域の特色を活かしつつも、全市的に平等に行われなければならない。

## (人権尊重)

- 全ての市民は立場的に平等であり、個人として尊重される必要がある。
- あらゆる差別がなく、人権が尊重されるまちを目指していく。
- 社会的弱者をみんなで守っていく。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

1 自治の視点での「平等」と、まちづくりを進めていくうえでの「配慮すべきこと」を整理していく必要があるのではないか。

市民会議の考え方

2 国籍の平等についても入れる必要があるのではないか。

市民会議の考え方

- 国籍などは関係なく、全ての市民が平等であるという考えを示している。市民の定義は今後明確にしなければならないと考えている。

3 差別について、もっと具体的に例示すべきではないか。

市民会議の考え方

- 差別を具体的に列挙するよりも、自治基本条例では「差別をなくそう」という基本的な考え方をみんなで定めるべきと考えている。

4 「まちづくりを平等に」ということについて、結果の平等まで含まれるのはおかしいのではないか。

市民会議の考え方

- 結果であれ、過程であれ、「市民会議の思い」にあるように、まちづくりは各地域の特色を活かしつつも、全市的に平等に行われるべきものであると考えている。

5 まちづくりを平等にというのは非常に難しい、かつ、各地域の特色を活かすというのは、具体的にはどういうことなのか、分かりづらい。抽象的である。

市民会議の考え方

- それぞれの地域が持つ特色を活かしつつ、全市的には一つのまちづくりの方向を目指していくべきと考えている。

## ① 市民フォーラムでの素案（案）

中項目	個別内容
あり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、地域自治区のあり方を含めた都市内分権のあり方を明確にしなければならない。</li> </ul>

## 【市民会議の思い】

## (あり方)

- 上越市における今後の都市内分権のあり方が明確になっておらず、慎重にではあるが、地域自治区を基軸にその考え方を明らかにしておかなければならぬ。
- 都市内分権については市が研究中であり、今後の推移を見極めていくべきである。
- 上越市という非常に大きい市においては、都市内分権は当然必要であり、今後の検討に期待したい。
- 都市内分権は、「コミュニティ」に含まれるという感もあるが、今後のテーマの一つである。

② 市民フォーラムでいただいた意見  
及びそれに対する市民会議の考え方（案）

- 地方自治を充実させていくという視点から、地方自治法自体を変えていくつもりで考えていくべき。
- 分権型社会が、国だけではなく地方都市の中でも進んでいくという視点を踏まえて考えていくべき。
- 分権は、自己決定、自己責任、自己負担を伴うという視点から考えていくべき。
- 合併前の上越市の区域で都市内分権の仕組みを導入した場合は、現在ある町内会長の組織も含めて、屋上屋となるような懸念があるのではないか。そういう状況を踏まえて、まず地域コミュニティ自体をしっかりと作っていくことが、合併前の上越市の区域に 13 区と同様の仕組みを展開するにあたっては大切ではないか。
- 13 区においては、地域事業については 10 年間担保されているが、その後の地域ビジョンについては、まさに地域協議会のあり方が問われていく。
- 地域協議会は、将来ビジョンを議論する場である。
- 都市内分権により、地域住民が総合計画の作成に関わりを持っていくべき。
- 都市内分権を考えていくうえでは、市全体で考えるものと、地域コミュニティレベルで考えていくものの区分けをしっかりと明示していくべき。
- 総合事務所長の権限を強化していくことが必要ではないか。
- 地域協議会委員について、男女同数にするということを決めていくべき。
- 都市内分権の目的自体を明確にする必要があるのではないか。
- 現在の地域自治区を想定しながら、地域自治区に付与する権限、権利を考えていくうえでは、地域バランスのとり方が非常に難しいが、都市内分権を進めるにあたっては、地域協議会自体の役割、権限をやはり明確に位置付けていくべき。
- 合併前の上越市の区域と 13 区では、都市内分権に対する考え方には温度差があり、それを解消していくことから努めていく必要があるのではないか。
- 都市内分権を推進することで、結果的に事務所が増えたりして、職員の増加につながらないようにする配慮が必要ではないか。